

官報

昭和五十八年三月十八日

第九十八回 衆議院會議録 第十二号

昭和五十八年三月十八日(金曜日)

昭和五十八年三月十八日

正午 本会議

○本日の会議に付した案件

小宮山重四郎君の故議員松本幸男君に対する追悼演説

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時三十三分開議
○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 御報告いたすことがあります。

議員松本幸男君は、去る一月二十八日逝去せられました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る二月五日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、議員松本幸男君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員松本幸男君に対する追悼演説

○議長(福田一君) この際、弔意を表するため、小宮山重四郎君から発言を求められております。これを許します。小宮山重四郎君。

〔小宮山重四郎君登壇〕

○小宮山重四郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員松本幸男先生は、去る一月二十八日、逝去されました。まことに痛惜の念にたえません。

思えば、本通商国会の施政方針演説に対する代表質問の行われました一月二十七日、先生が議席から飛鳥田委員長に賛同の言葉を述べられておりました姿が、いまだに私のまぶたに焼きつくとく残っております。その翌二十八日、忽然この世を旅立たれようとは、夢想だにし得ぬことでありました。恐らくここに御出席の議員各位におかれましては、余りにも信じがたい訃報であり、余りにも口惜しい悲報であつたと存じます。

私は、ここに、議員各位の御同意を得、議員一同を代表して、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

松本先生は、大正十五年三月、埼玉県入間郡三ヶ島村の農家にお生まれになり、昭和十五年に三ヶ島尋常高等小学校を卒業後、家業の農業に従事されておりましたが、太平洋戦争の敗色も濃くなった昭和十九年八月、陸軍特別幹部候補生として中部第九十七部隊に入隊されました。

多感な十九歳の松本青年を待ち受けていたのは、特攻隊員としての厳しい訓練であり、毎日のように多くの仲間が戦場に散っていく生と死との対決でありました。しかし、不屈の先生は、天はみずから助ける者を助くのだとえのとおり、九死に一生を得て、復員されたのであります。

終戦の混沌の中で、時代は百八十度転換いたしました。熱慮断行の先生は、死中に活を求むべく、埼玉県入間市にありす米軍ジョンソン基地に入られ、たくましい人生の再出発をされたのであります。

時あたかも、困窮と廃墟の祖国にデモクラシーの新風が芽生えんとするとき、先生はいち早く全駐留軍労働組合に加入し、その身を労働組合運動

に投ぜられるとともに、労働者の生活の安定と地位の向上に挺身されることをかく決意されたのであります。

敗戦国の国民が占領軍のもとで働くという基地労働者の困難な立場と境遇の中で、労働組合運動の成果を上げることは並大抵のことではありません。しかし先生は、あくまでも粘り強く、穏やかに理非を説き、誠意と情熱をもって事に当たられました。

果たせるかな、その真摯な御努力と誠実なお人柄を慕う多くの仲間たちに推され、ジョンソン基地労働組合の青年部長に就任、さらに副書記長を経て、昭和三十年には書記長に就任され、ひたすら基地に働く労働者のために献身的な努力を続けられたのであります。

また、先生は、十余年にわたって組合運動を指導、推進する傍ら、埼玉県地方労働委員会委員等を歴任して、多くの労働問題の処理に当たられ、公正無私、すぐれた先見性と卓越した見識のもとに、県下の労働運動に輝かしい足跡を残されました。

しかしながら、先生は、一途に労働組合運動に挺身しながらも、常に高所から大局をにらみ、核心をつかむ人でありました。推進される組合運動が政治の場で解決されねばならない幾多の問題を抱えていることを痛感された先生は、みずから政界に身を投じられることを決意されたのであります。

先生は、昭和二十九年、日ごろから私淑し、心の師と仰ぐ淺沼稻次郎先生の日本社会党に入党、昭和三十四年五月、三十四歳の若さで所沢市議会議員となられ、政治への第一歩を踏み出されました。

昭和五十八年三月十八日 衆議院會議録第十二号

故議員松本幸男君に対する追悼演説 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案についての谷川國務大臣の趣旨説明

三三〇

た。さらに、昭和三十八年四月には、埼玉県議会議員に当選以来、連続四期、十六年の長きにわたって県政に参画され、郷里埼玉県の発展に大きく貢献されたのであります。(拍手)

私は、埼玉県第二区選出の国会議員として、この間の先生の県会議員としての御活躍に注目するとともに、その業績をつぶさに拝見してまいりました。特に痛感いたしましたことは、先生が、あるいは県議会総務副委員長、さらに生活福祉衛生委員長、そして産業対策特別委員長など、地方行政のあらゆるジャンルの責任ある政治家として幅広い活躍をされたということでありました。しかも、そのいずれの分野においても、卓越したエキスパートとして指導力を遺憾なく発揮され、すぐれた実績を残されたことであります。

思うに、先生の誠実、実直なお人柄から察しますに、責任感強く、しかも非常な勉強家、努力家であつたからこそ、この負託にこたえて余りある業績を上げられたと存するのであります。

時はめぐり、奇跡の復興を果たした高度経済成長時代はオイルショックとともに終りを告げ、激動する日本列島に中央集中の時代から地方自治の時代が訪れました。と同時に、花咲ける地方の時代は、それぞれの地方で、財政の再建、行政の改革、産業、文化、教育、社会福祉、生活環境など、山積する諸問題を自治レベルでいかにして処理解決するかを問われるとともに、国政レベルでの地方行政への対応を問ひ直される時代でもあります。

地方行政に精通し、地方産業の振興や社会福祉の対策に明るい有能な士が国政壇上へ待望されるのはむべなるかと申せましょう。先生が、先

生の地方行政に発揮されたすぐれた力量と、これに示された卓越した見識を知る多くの同志、知己に推されて、国政への参画の道がおのずと開かれたのも、その御経歴や残された業績に照らして、けだし当然と申せましょう。

しかし、無欲にして恬淡、清廉にして阿諛を排する先生は、第三十五回衆議院議員総選挙に立候補されながら、僅差の次点に甘んじられたのであります。次点とはいへ、初めての総選挙立候補で獲得された八万の支持票は、先生にとって千鈞の重みがあり、孤高の政治家松本先生にとって、いかばかり温かい励ましになったのでありましょうか。

そして、昭和五十五年六月、巷間ダブル選挙と言われる第三十六回衆議院議員総選挙において、大激戦の末、みごと初当選の栄冠に輝かれたのであります。(拍手)

適材適所は天の声であります。時がふさわしい人にふさわしかるべき所を与えます。開けゆく地方の時代が、その時代にふさわしい庶民政治家松本先生に国会の議席という道所を与え、その力量にふさわしい活躍の場を与えました。

先生は、議員在職二年と八カ月、短い期間ではありましたが、そのほとんどを地方行政委員会に所属され、委員として、さらに理事として、地方自治確立のための諸施策の審議に積極的な活躍をされました。

第九十四回通常国会の昭和五十六年二月、地方税法改正案、地方交付税法改正案等の審議の際、先生はこの壇上において、日本社会党を代表し、地方自治、地方分権の確立など、地方振興の諸施策について力強い所信を述べられるとともに、多

年培われた政策論を披露され、舌鋒鋭く時の総理に迫ったことは、いままのお私どもの脳裏に鮮烈な記憶として残っております。(拍手)

また、先生は、内閣に設置されております地方制度調査会委員に党を代表して就任され、地方行政のあり方について数々の有益な意見を反映されて、地方自治の発展のために力を尽くされました。

在職期間は短かったとはいへ、精励格闘、その信するところに従い、貴重なスペシャリストとして、本院議員の職責を全うされた功績はまことに大なるものと申さねばなりません。

先生の若いころからのお好きな言葉は、「熱慮断行」と承っております。言を飾らず、人におもわず、みずからの所信に忠実で、不言実行の政治家である先生のお人柄の片りんを如実に物語る言葉として、私は深い感銘を受けたのであります。その後、本院議員に当選されて国政に参画されてからは、好んで揮毫された座右の銘は「慢心自戒」という言葉と承っております。

恐らく先生は、この厳しくもさわやかな自戒を真摯に服膺されながら、二十二年間地方議会議員として奮闘されてきた全エネルギーを、僅々二年八カ月の本院議員の職責に傾注されて、そのすべてを燃やし尽くされたのではないのでしょうか。(拍手)

そして、誠実にして責任感の厚い、すさまじいまでの先生の生きざまを象徴するがごとく、余りにも人間的にこの世を去っていかれました。私は、先生の訃報に接したとき、ただただ信じられぬ思いで愕然といたしました。そして、先生の飾らぬお人柄をしのび、真摯な生きざまを思い起こしたとき、私の胸に去来いたしましたもの

は、二千年前の中国の国士、屈原の故事でありました。それだけに悲しく、痛恨ひとしお深いものがあります。

同時に、長年にわたって、厳しくも清廉な先生の政治生活を、内にあって支えてこられた奥様を初め御遺族の胸中を思うとき、お慰め申し上げる言葉もございません。

私と先生は、党派を異にし、主義主張は違つていても、国政にあつてはよきライバルとして競い合つてまいりました。それはたとえ短い間であっても、選挙区を同じくし、親しく警咳に接し、たくまざるお人柄に接し得ましたことが、先生にきこい、私のわずかな慰めでもあります。

しかし、現下の多難な内外の情勢を思うとき、前途有為な大衆政治家松本幸男先生を失いましたことは、日本社会党にとっても、本院にとつても、はたまた国家にとつても、まことに大きな損失であると申さねばなりません。(拍手)

もはや、この議場に先生のお姿を呼び戻すことはできません。できることは、先生の御遺徳をしのび、御生前のよすがをこの胸に秘めて、悲しみに耐えるのみであります。

松本先生、どうか安らかに眠りください。心から御冥福をお祈りいたしまして、追悼の言葉といたします。(拍手)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(福田一君) この際、内閣提出、防衛庁設

置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣谷川和穂君。

〔国務大臣谷川和穂君登壇〕

○国務大臣(谷川和穂君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

初めに、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊千三百二人、航空自衛隊六百三十人、統合幕僚会議四十六人、計千九百七十八人増加するためのものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航空機の就役等に伴うものであり、統合幕僚会議については、防衛庁中央指揮所の開設準備等に伴うものであります。

次いで、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛隊の予備勢力を確保するため、陸上自衛隊の予備自衛官二千人を増員するためのものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、任用期間の定めのある自衛官、いわゆる任期制自衛官が引き続いて任用された場合及び任用期間の定めのない自衛官、いわゆる停年制自衛官となった場合の退職手当の支給方法等を改めるものであります。

すなわち、自衛官に対する退職手当は、現在、任期制自衛官については、任用期間が満了する都度、任期制自衛官から三等陸曹等に昇任した停年制自衛官については、任期制自衛官以外の期間を基礎にして支給いたしております。

しかし、停年制自衛官としての勤続年数が長期にわたることとなる者については、任期制自衛官に対する退職手当は支給しない、当該期間をその者の停年制自衛官としての勤続期間に算入して支給する方がよい場合がありますので、その者が希望した場合には、当該退職手当は支給しないことができるように改めるものであります。また、任用期間が満了したときに退職手当の支給を受けなかった任期制自衛官が、三等陸曹等に昇任しない、退職することとなった場合等におきましては、支給を受けなかった退職手当を退職時等に合算して支給できること等に改めるものであります。

この法律案の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対し

行雄君。〔渡部行雄君登壇〕

○渡部行雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、総理並びに防衛庁長官に質問をいたします。

およそ一國の宰相たる者は、常に國民の命運を担っているという責任感と、國家の將來を決するかじを握っているという自覚を持って事に当たらなければならぬことは、論をまたないところであります。一億一千数百万の日本國民とその將來を満載している日本丸の操縦者たる總理は、憲法を羅針盤として、世界情勢の正確な分析のもとに、正しい判断を持って最も安全な航路を選定しなければならぬのであります。したがって、グローバルな情勢の認識と慎重な配慮が常に要請されることは当然であります。

しかるに、中曽根總理は、首相就任早々韓國に飛び、全斗煥大統領との日韓共同声明に新韓關係を盛り込んで朝鮮半島情勢へのかかわりを深め、日米韓の連携強化を浮き彫りにして、ことさらに朝鮮民主主義人民共和國やソ連を刺激し、北朝鮮からは、米日韓三角軍事同盟づくりの中曽根首相の南朝鮮行脚などと非難を受けたのであります。

また、アメリカに行つては、レーガン大統領にこびるつもりでか本心でかは知りませんが、とにかく日米は運命共同体であると言つて、日本をアメリカの人身御供にするような発言をされたことは、断じて許せないものであります。(拍手)總理、

あなたは現在も日米は運命共同体であると思つておられるのか、その本心を國民の前に明らかにしていただきたいのであります。

また、日米同盟關係の再確認をされたと言われたいと思いますが、いまだに鈴木前總理が軍事同盟ではないと繰り返して国会で答弁されてきたものを、あなたはそれを軍事同盟に変更されたのかどうか、その性格について明確にいただきたいのであります。(拍手)

また、平和独立國家としての持つべき態度についてどのようにお考えになつておられるのか、あわせて伺ひたいいたします。

さらに、ワシントン・ポスト紙に対し、私の防衛に関する見解はと前置きして、日本列島はソ連のバックファイア爆撃機の侵入に対する強力な防波堤となる不沈空母のような存在であるべきで、バックファイアの侵入防止をわれわれの第一目標に置くべきだと言われましたが、一体この防波堤になるのか、明らかにしていただきたいのであります。

第二の目標は、ソ連の潜水艦及び他の海軍艦艇の通航を許さないよう、日本列島を取り巻く四つの海峡の完全な支配権を持つことだ、第三の目標はシーレーンの確保である、大洋について言えば、われわれの防衛は数百海里拡大されるべきだ、もしわれわれがシーレーンを確立しようとするならば、 Guam と東京、台湾海峡と大阪を結ぶシーレーンの防衛を望むことになるかと述べられたところであります。

そこで記者団から、あなたはバックファイアに対する防衛、ソ連潜水艦隊の封鎖に言及されたが、これを日本の防衛任務と認めるかとの質問に

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する渡部行雄君の質疑

昭和五十八年三月十八日 衆議院會議録第十二号

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する渡部行雄君の質疑

三三二

対し、この問題については、歴代の日本政府は、どちらかと言えばあいまいな態度をとってきた。しかし、私の政権はその問題についてはきわめてはっきりしているとお答えになられたようであります。この一連の発言は、詳細に検討すれば驚くべき重大な内容を持っているのであります。

まず第一に、憲法違反を犯しているという点であります。すなわち、日本国憲法は、その基本原理において平和主義であり、しかもその前文で、「諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し」と言い、さらに、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」との文言と、第九条の戦力及び交戦権の否認とをあわせ考えるならば、日本国民は、現実の侵略がない限り他国を敵国扱いしてはならないのであります。ましてや、交戦を予期して準備をするなど絶対に許せないものであります。

第二に、今日まで個別自衛権の範囲内で専守防衛を唱えてきたにもかかわらず、シーレーン防衛の任務を積極的に遂行するということは、つまり一定の海域、空域を支配することであり、いわゆる制海権、制空権の確立を意味するもので、これは明らかに防衛の質的転換と言わなければなりません。

また、もし総理の言うバックファイアの侵入防止、シーレーン防衛と三海峡封鎖を満足させる防衛力とは、一体どのような戦力構造と規模を持つのか、その概要を明らかにしていただきたいのであります。また、それは防衛大綱程度のもので考えてよいのかどうか、御見解を承りたいのであります。

そこで、これまでの総理発言を総合すると、これは全くアメリカの世界戦略の一環に組み込まれた発想であり、集団防衛の思想であります。それは、アメリカの一九八四年度国防報告によって証明されるのであります。その中に、「合衆国としての東アジア及び太平洋の安全保障の重要性は、日本、韓国及びフィリピンとの間の二国間条約、締結国としてタイを加えたマニラ条約並びにオーストラリア及びニュージールランドとの間のわれわれの条約であるANZUS条約により証明されている。それは、韓国と日本における陸上及び航空戦力の展開と、西太平洋における第七艦隊の前方展開により一層強化されている。」云々とあつて、さらに国防政策C「合衆国の国防戦略」の中で、「防衛的かつ抑止的な戦略の成功を期するため我々はこれを支援する三つの重要な政策を重視して来た。第一に、合衆国は我が同盟諸国の力を包含した集団的防衛態勢の引続き一部となり、これに寄与している。北大西洋条約、リオ条約、ANZUS条約並びに韓国、フィリピン及び日本との間の我々の条約は、外部からの侵略に対して効果的な共同防衛態勢に役立っている。第二に、我々の集団的安全保障態勢を強化するために、我々は我が同盟諸国の戦力と連合して、西欧・日本及び韓国における（通常戦力による）防衛の第一線となるべく前方展開部隊を維持する。」云々と書いてあり、全体から判断すれば、もはや日本は個別自衛権を飛び越えて、完全に集団防衛態勢の中に組み込まれたことは疑う余地のないところであります。しかも「合衆国と同盟諸国の戦力の調整に資する定期的演習によって強化される。」となつており、リムバックや日米合同演習、現在行われているチー

ムスピリット83は、すべてこの基本政策に基づいてなされてきたものであります。かくしてシーレーン防衛共同研究へと、抜き差しならないところまで突き進んでいくのであります。

総理、これ以上国民をだますのはおやめになつてはいかがでしょう。あなたが幾ら頭を隠しても、しりばアメリカの方からまくられてきているのであります。（拍手）今度の二十一日予定されるエンタープライズの佐世保寄港もそうではありませんか。事前協議の申し入れがないから核は積載されていないと政府が強弁しても、これを信用する人が世界にどれだけおられるでしょうか。いまさらラロック証言をかりるまでもなく、ライシャワー元駐日大使その他多くの高官が明らかにしたように、エンタープライズには核が積んであるのです。しかもアメリカ政府はマクマホン法によつて、核の有無については肯定も否定もしないことになつており、チェックのしようがないのであります。イントロダクションの解釈にしても、日本政府が都合よく解釈して、肝心な問題を避けているにすぎないのではありませんか。ここに非核三原則の虚構性があるのであります。総理並びに長官の御見解をお聞かせ願いたいのであります。

次に、一九八四会計年度の米軍事態勢報告の中で、「対日関係は一層活発な防衛上の連携関係へと変化しつつあり、その中で日本はその領土、周辺海・空域及び本土から一、〇〇〇マイルまでのシーレーンを防衛するための能力を大幅に改善することとなる。」と指摘しているように、今度の防衛力増強はこの方針に沿ったものではありませんか。

さらに、「兵器共同計画を日本との間に設けることを期待している。」とありますが、その対応策について伺います。

また、F16の三沢配備に伴つて、経費の四分の三の日本負担が求められておるようですが、その内容と、日本の施設整備計画における日米間の経費負担関係を明らかにしていただきたいのであります。

あわせて、今後ますます防衛分担金の日本側比重が増大する傾向にあると思うのでありますが、その対策と考え方を示し願いたいのであります。

次に、今国会で暴露されたクーデター未遂事件、防衛庁作成の年度防衛整備計画問題で、シビリアンコントロールの権限を持つ者が全然知らないということは、民主主義体制を維持する上で重大な問題であり、シビリアンコントロールはまさに死に瀕しておると言わなければなりません。政府はこの真相を国民の前に明らかにするとともに、責任の所在を明確にいただきたいのであります。

最後に、いま全世界にあらしのような反核、軍縮の運動が巻き起こつておるのであります。しかるに政府は、歴史的潮流に背を向けて、軍備拡張を進めておるのであります。このようなことで平和と日本を維持できると思つておられるのか、所信のほどをお伺い申し上げ、あわせて本法案に反対の意思を表明して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣中曽根康弘君登壇〕
○内閣総理大臣（中曽根康弘君） 渡部議員にお答えいたします。
まず、運命共同体であります。日本とアメリカ

力の関係は、自由、民主主義を奉ずるという共通の信条を持ち、また膨大な経済の相互依存関係を持ち、さらに日米安全保障条約による防衛上の協力関係を持つておる、こういう意味において運命を分かち合う緊密な関係にあると私は申し上るのであります。この考えは間違っていないと私は考えます。(拍手)

次に、同盟という言葉について御質問がございました。

日米関係は、集団的自衛権を両方が持つて相互防衛をやるという意味における軍事同盟関係はありません。しかし、日米安全保障条約という防衛上の協力関係を持つておる一種の広義の同盟関係にあると私は考えております。

次に、私のアメリカにおける一連の発言について憲法違反ではないかという御質問がございました。

私は、アメリカにおきましても、日本の防衛の方針につきましては平和憲法を守り、専守防衛に徹し、近隣諸国に脅威を与えるような軍事大国にはならず、非核三原則を堅持する基本方針に変わりがない、このことを常に強調してきておるのであります。その上に立ちまして、日本の防衛、海上防衛並びに国土防衛の重要性を説き、みずからの力で最大限やるということを言ってきたのであります。憲法に違反していることは全然ございません。

次に、シーレーン防衛以下一連の発言というのは、防衛の質的転換ではないか、こう言われますが、このシーレーン防衛につきましては、従来と同じように周辺数百海里、それから航路帯を設ける場合にはおおむね千海里程度を目標に防衛力

を整備していく、こういうことを言っておるのであり、海峡につきましては、その海上防衛力の一端として海峡コントロールを行う、こういうことを言ってきたのであります。平和憲法のもとに、個別的自衛権を行使して専守防衛に徹して行うという考えには変わりはありません。

次に、どの程度の防衛力を装備するかという御質問でございますが、これは財政力やあるいは他の諸項目とのバランスを考えつつ、私たちは考えていかなければならぬと思うのであります。政府といたしましては、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準をできるだけ早期に達成するように努力していきたいと申し上げておる次第でございます。

次に、アメリカの集団的防衛態勢の中に組み込まれたのではないか、こういう御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますように、日本の防衛は憲法のもとに個別的自衛権の範囲内に行うのであります。集団的自衛権の行使は否定されております。したがって、アメリカの世界的な防衛態勢の中に組み込まれているというようなことはございません。八四年度のアメリカの国防報告もいさいに読んでみますと、たとえば米韓関係におきましては、あれは集団的自衛権下における相互防衛同盟条約、軍事同盟という関係で書かれておりますが、日本とアメリカとの関係は、日米安全保障体制に基づく個別的自衛権を日本が行使して行うという趣旨のもとに注意深く書かれているということをこの際申し上げたいのであります。

エンタープライズの問題でございますが、安保条約上いかなる核兵器のわが国への持ち込みも事

前協議の対象であり、事前協議が行われた場合には政府としては常にこれを拒否すると言ってきた方針を堅持してまいります。昨十七日に、マンスフィールド駐日大使も外務大臣に對しまして、米國として安保条約及びその関連取り決めに基づくわが國に對する約束を誠実に遵守していく旨、改めて確認したところでございます。

次に、軍縮問題について御質問がございました。私は前から、日本の防衛は三つの項目のもとに行う、まず第一は、みずから自分の國を守るという國民の決意と氣概が重要である、第二番目は、日米安全保障条約を有効に機能させるということ、第三番目は、外交やあるいは物資の備蓄や、いわゆる総合安全保障政策をとって、軍縮についても力を入れてまいりたい、外交的努力も大いに力を入れた、そういうことを申し上げておるのであります。(拍手)したがって、軍縮問題につきましても、私たちは熱意を持って推進してまいりたいと思っておりますが、自分の國を守ることを放りまして軍縮を唱えるというようなことはわれわれはやりたくないと思っております。

(拍手)

〔國務大臣谷川和穂君登壇〕

○國務大臣(谷川和穂君)　まず、一九八四会計年度の米軍事態勢報告に關連をいたしてでございますが、米國は従来から厳しい國際情勢認識のもとに、みずから國防努力を強化するとともに、わが國に對しまして一層の防衛努力を行うよう強く期待してきておるところでございます。

わが國の防衛力整備であります、米國の期待を念頭に置きつつも、あくまでもわが國の自主的判斷に基づき、わが國の防衛に必要な範圍で行つ

ていくべきものだ、こう考えております。

次に、日米間におきます兵器協力計画についてでございますが、國防報告では「技術の画面通行を可能にし、その地域における合意された自衛隊の防衛任務上の役割りを支援する形のしつかりした兵器協力計画を日本との間に設けることを期待している。」こう述べられておりますが、この部分で強調されておるのは、防衛分野における技術の相互交流を可能にしたわが國の今般の政府の決定を受けて、今後技術の相互交流を踏まえた協力関係を着実に進めていきたいということであると考えられるのであります。

米國に對する武器技術の供与の道を開くことといたしました今般の決定に伴いまして、日米間の防衛分野における技術の相互交流を図ることが可能となり、また、武器技術の対米供与を伴うような日米間の武器の共同研究開発につきましても道が開かれることとなったところであります。かかる米側の希望を受け、わが國といたしましては、今後、國益を踏まえ、適切な対応を図ってまいりたいと考えておるわけであります。

なお、國防報告において、米側は、日米間の武器の共同生産まで進めよということまで求めているわけではなく、また、わが國といたしましては、武器の共同生産を行う意図のないことは、すでに再々わが國にわたり國會で明らかにいたしてるところであります。

次に、F16の三派配備に關し、経費負担の内容、關係、今後の対策と考へ方についてお尋ねがございました。

F16三派配備に伴う施設整備については、現在、在日米軍との間で調整をいたしておるところ

昭和五十八年三月十八日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

であり、日本側負担については、いまだ具体的な規模、金額等について要請を受けてはおりません。

また、施設、区域の整備、提供についてであります。日米安全保障体制の整備を防衛の基本方針としております。わが国といたしましては、日米安全保障体制を有効かつ確実なものたらしめるために、条約に定められた当事国の責務を積極的に遂行することが肝要であると考え、日米安保条約の目的達成との関係を考慮し、その緊急性等諸般の事情を総合的に勘案し、個々の事案ごとに慎重に検討の上、整備、提供すべきかどうか決定いたしております。

最後に、クーデター計画、年防の問題について、シビリアンコントロールの観点から真相と責任の所在を明確にせよとの御指摘でございますが、指摘されたようなクーデター計画について事実関係を調査いたしました。そのような計画は存在いたしません。

年防の問題につきましては、現在調査中であります。果たして自衛隊において作成されたものか否か不明な現時点においてとやかく申し上げるのは差し控えたいと存じますが、シビリアンコントロールは十分に現在機能しておると考えております。今後ともその維持に努力をいたしてまいりたいと存ずる次第でございます。(拍手)

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

ます。

午後一時二十四分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 中曽根康弘君
国務大臣 谷川 和穂君

朗読を省略した議長報告

(政府委員退任)

一、去る十五日、中曽根内閣総理大臣から福田議長あて、第九十八回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
臨時行政調査会事務局長	佐々木晴夫君	行政官房付	昭五・三・二五
臨時行政調査会事務局長	山本 貞雄君	行政官房付	昭五・三・二五

(理事補欠退任)

一、去る十一日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 西田 八郎君(理事西田八郎君去る十一日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠退任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

文教委員

辞任

補欠

科学技術委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

大蔵委員

辞任

補欠

運輸委員

辞任

補欠

科学技術委員

辞任

補欠

環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
今枝 敬雄君	北村 義和君
小泉純一郎君	太田 誠一君
白川 勝彦君	浜田卓二郎君
柳沢 伯夫君	津島 雄二君
北村 義和君	植竹 繁雄君
浜田卓二郎君	桜井 新君
毛利 松平君	近藤 元次君
植竹 繁雄君	今枝 敬雄君
太田 誠一君	小泉純一郎君
近藤 元次君	毛利 松平君
毛利 松平君	白川 勝彦君
白川 勝彦君	柳沢 伯夫君
柳沢 伯夫君	毛利 松平君
白井日出男君	毛利 松平君
高村 正彦君	小泉純一郎君
野上 徹君	柳沢 伯夫君
小泉純一郎君	高村 正彦君
毛利 松平君	白井日出男君
柳沢 伯夫君	野上 徹君
林 保夫君	西田 八郎君
西田 八郎君	林 保夫君
北口 博君	鴨田利太郎君
西田 八郎君	岡田 正勝君
鴨田利太郎君	北口 博君
岡田 正勝君	西田 八郎君
今井 勇君	栗原 祐幸君
越智 伊平君	細田 吉藏君
橋本龍太郎君	田村 元君
橋本龍太郎君	山口 敏夫君
橋本龍太郎君	山口 敏夫君

決算委員

辞任

補欠

三浦 久君 辻 第一君
山口 敏夫君 橋崎弥之助君
辻 第一君 三浦 久君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

補欠

木村 俊夫君 谷 洋一君
館岡 兵輔君 志賀 節君
宮澤 喜一君 津島 雄二君
渡部 一郎君 大橋 敏雄君
林 保夫君 玉置 一弥君
志賀 節君 館岡 兵輔君
谷 洋一君 木村 俊夫君
津島 雄二君 宮澤 喜一君
大橋 敏雄君 渡部 一郎君
林 保夫君

社会労働委員

辞任

補欠

古賀 誠君 木村 俊夫君
白川 勝彦君 館岡 兵輔君
船田 元君 宮澤 喜一君
大橋 敏雄君 渡部 一郎君
木村 俊夫君 古賀 誠君
館岡 兵輔君 白川 勝彦君
宮澤 喜一君 船田 元君
渡部 一郎君 大橋 敏雄君

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

毛利 松平君 越智 伊平君
運輸委員 越智 伊平君

辞任

補欠

越智 伊平君 毛利 松平君
科学技術委員 毛利 松平君

辞任

補欠

山原健二郎君 瀬崎 博義君
瀬崎 博義君 山原健二郎君

一、去る十一日、法務委員横路孝弘君は退職された。

(議案提出)

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案
技術士法案
建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

肥料取締法の一部を改正する法律案
酪農振興法の一部を改正する法律案
一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(矢山有作君外五名提出)

一、昨十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出)

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
建築士法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一〇号) 建設委員会 付託
技術士法案(内閣提出第四〇号) 付託

科学技術委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

以上二件 農林水産委員会 付託

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外国人の公立小・中・高等学校教員任用に関する質問主意書(斎藤実君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

信濃川上流千曲川流域の総合的治水対策の推進に関する質問主意書(林百郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員新村勝雄君提出学校法人東日本学園大学の運営に関する質問に対する答弁書

学校法人東日本学園大学の運営に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年三月三日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 福田 一殿

学校法人東日本学園大学の運営に関する質問主意書

問主意書

北海道石狩郡当別町に本部を置く学校法人東日本学園大学は昭和四十九年二月十八日学校法人の設立が認可され、薬学部が設置され、その後歯学部、大学院薬学研究科が設置されて現在に至っているが、学校法人設立に当たって必要な資金として個人及び法人から寄附を受けて発足している。ところが、法人に寄附された資金が、寄附をした個人及び法人に対して貸付金あるいは負債の肩代りという形で返されていることが文部省の調査によつて判明した。

これら一連の事態は教育機関の運営に関して行われたものであり、在学生・父兄等関係者はもとより、社会に対して影響する所は極めて大である。この件について以下、政府に質問する。

- 一 学校法人東日本学園大学に対する寄附金の内、指定寄附金として免税された金額について
- 1 寄附者の名
- 2 寄附をした年月日
- 3 寄附した金額
- 4 寄附金の経路 誰(団体)から、どこ(団体)を経て、どこ(団体)に寄附されたのか。
- 二 学校法人東日本学園大学が新日本観光興業株式会社との負債の肩代り弁済をしたことについて
- 1 肩代り弁済をした年月日
- 2 肩代り弁済をした金額
- 3 その後回収された金額及び回収の年月日
- 4 その金額に対する利子の支払い状況

昭和五十八年三月十八日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長長の報告

5 肩代りの内容の調査結果

三 学校法人東日本学園大学が佐々木真太郎氏に貸付を行ったことについて

1 貸付をした年月日

2 貸付をした金額

3 その後回収された金額及び回収の年月日

4 その金額に対する利子の支払い状況

四 昭和五十四年十二月二十七日付文部省管理局長名で発せられた通知の中で、「留意事項について」とられた改善措置の状況を、1については昭和五十五年一月十九日まで、その他については、昭和五十五年三月三十一日まで文書で報告願います。」と指示しているが、それに対する学校法人東日本学園大学の回答書の全文を示されたい。

五 文部省は前項の通知の中で、「かかる適正を欠く学校法人の運営を行ったことに対し、理事長及びその他の役員に責任を明らかにすること」と言っているが、これは役員に対しどのような引責の仕方を期待したものであるのか。

六 同通知に関連した土地の低廉譲渡について、昭和五十七年八月十日の決算委員会において文部省の福田説明員は、理事者が損金の内一千万円を補てんと答えているが、それはいつ、どのような形で行われたか。負担は誰がいくらかしたのか。

七 昭和五十五年二月八日付で、学校法人より土地を買収した会社から学校法人宛に承諾書を差し入れ、「当該土地の早期売却に鋭意努力を重ねており、売却成立時には六億四千万程度の譲渡益より貴法人に還元することを承じます。」と約しているが、一方、同日付で学校法人より同会

社に対し、「今般、文部省の留意事項に基づき、貴法人より提出いただいた承諾書は、まづたぐ事実上反するもので、架空の内容であることを確認し、後日、問題提起された場合でも、この確認書に基づき処理し、貴法人に対し負担をかけることを確約いたします。」と前項の承諾書の趣旨に全く反する約束をしている。これは文部省を欺く行為ではないか。文部省の見解を示されたい。

八 同大学の運営、学生の父兄からの寄附金収納、入学試験の方法等についてとかくの噂がある。文部省は入学試験の内容について、採点、入学者決定の経過、寄附金の額等について調査をしたか。調査したとすればその詳細を示されたい。

九 文部省は、入学者の選抜に当たつてその公正が害されないように厳重な指導・監督を行うべきであると思うが、それを実施しているのか。実施していればその詳細を説明されたい。

十 学校法人東日本学園大学には現在国庫補助金が交付されていないと聞く。補助金の交付申請がなされないのは何故か。大学当局は、補助金の交付を受けると監督官庁の監査が厳重になり、学園側は煩わしいと言っているが、このようなことが平然と行われている事実を文部省はどう考えるか。

交付基準から計算すれば、当然相当額の補助金が交付されるはずである。交付されていないとすれば、それは正常な姿ではなく、それだけ父兄に過大な負担がかかっていることになる。入学者への寄附金の強制、裏口入学の奨励、裏口寄附金の増大、学生の質の低下等、悪循環を

繰り返すことになる。(現に七千万円納めた者もいると聞く。)文部省の見解を求めます。

十一 東日本学園大学は、内規と称して会頭制をしき、佐々木真太郎氏が会頭として現職の理事長を意のままに動かす、また、同氏の実子である糸山英太郎氏の部下といわれる某二名が理事として大学に籍を置き、財務及び人事を担当し、現職理事長に指示していると聞くが、このような経営実態に対する文部省の見解を伺いたい。

十二 東日本学園大学歯学部附属病院の外來患者は、昭和五十七年七月の調査では多い時で一日八十名位、少ない時は一日二、三名位に過ぎず、とても歯科医師養成ができる状態ではない。文部省はこれをどう考えるか。

十三 東日本学園大学は昭和五十七年三月博士課程の認可を受けているが、大学運営について問題が起これ、文部省の指摘を受け、理事長等の責任が問われていて、問題が未解決のまま薬学部博士課程が認可されたのは何故か。その理由を明らかにされたい。

十四 昭和五十五年七月五日付、新日本興業株式会社と学校法人東日本学園大学との間で交わされた協定書の内、第二条七号に「乙(学校法人東日本学園大学)が設立認可申請並に爾後の手続等に当り文部省並に関係筋に提出した諸書類は手続き便法の都合上、乙より甲(新日本興業株式会社)に提出する」とあるが、これに示されているように甲の責任と義務とは全く皆無のものである。と記されているが、ここにも示されているように、東日本学園大学の設立は当初の計画から認可申請、設立までの経過において虚偽と欺瞞に

満ちたものであり、認可の条件を見備しておらず、事前に真相が判明すれば当然認可申請は却下されるべきものであつたと考えられる。文部省の見解を伺いたい。

十五 以上一連の経過をみるに、学校法人東日本学園大学設立に当たつて同法人に寄附した個人、法人の代表者は、寄附金を営利事業における投資と同一視し、学校法人を営利化しようとした意図が明らかである。文部省はこの事態をどう考えるか。

十六 質問書七項、十四項等で指摘したように、同学校法人の理事者は、法人運営の裏面において種々の画策をなし、虚構をもつて当局を欺き、あるいは事実を曲げて己の利益を図らんとしたものと考えられる。公正であるべき教育機関がかくのごとく汚濁に満ちている状態は断じて許すことができない。文部省は厳しくその非違を糾弾し、責任者の引責と理事者の一新を図るべきである。この問題は学問の自由、独立とは全く異質のものであり、また、私学の故をもつて放置しておくことは許されない。

文部省は、同学校法人が学生、父兄を始め社会から信頼される教育の府として再建されるよう直ちに有効な方途を講ずべきであると考え、その所信をお伺いしたい。

内閣衆議九八第九号

昭和五十八年三月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員新村勝雄君提出学校法人東日本学園

大学の運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員新村勝雄君提出学校法人東日本学園大学の運営に関する質問に対する答弁書

一について

1 から3まで 寄附の時期、寄附者名及び寄附金額については、次のとおりである。

昭和四十九年度（昭和四十九年十月十九日から同年十二月九日まで）

例新日本振興興業

十四億九千二百九十九万二十六円

昭和五十年年度（昭和五十年五月二十七日から昭和五十一年三月八日まで）

例新日本振興興業

十四億円

例新日本振興

一億六千万円

例新日本振興

四千万円

例新日本振興

二億八千万円

例新日本振興

一億二千万円

例新日本振興

一億二千万円

例新日本振興

一億二千万円

例新日本振興

一億二千万円

例新日本振興

一億二千万円

昭和五十八年三月十八日 衆議院会議録第十二号

朗読を省略した議長報告

4 利子の支払はされていない。
5 新日本振興興業株式会社の日本債券信用銀行に対する負債を肩代わり弁済していた。

三について

1 昭和五十三年十月三十日及び昭和五十四年四月二十日である。

2 二十六億円

3 昭和五十七年五月三十一日に全額回収された。

4 利子の支払はされていない。

四について

回答は、当該学校法人を指導する必要上個別に求めたものである、その提示は差し控えない。

なお、回答の概要は、次のとおりである。

留意事項記の1（学校法人の運営関係）について

(1) 負債の肩代わり弁済については、利息を付して回収する。

(2) 無利息で資金の貸与を行っている件については、利息を付することとする。

(3) 運用財産である土地を著しく低廉と思われ価格で売却した件については、譲渡を受けた株式会社から将来相当額を学校法人に支払うこととしていたが、事実上不可能となった。

理事一同は、その責任を痛感し、取りあえず、理事長と四名の理事が一千万円の損害補てんをしたが、今後とも、理事長の責任において可能な範囲内の補てんがなされるよう努力する。

留意事項記の2（入学定員関係）について

漸次、定員に近づけるよう努力する。

留意事項記の3（寄附金の募集関係）について
現在寄附金募集の予定はないが、募集する場合に、十分留意する。

留意事項記の4（公正な入学者選抜関係）について

留意事項を遵守している。

五について

私学の自主性を尊重する趣旨から、私学として良識ある対応を自主的に行うことを期待したものである。

六について

昭和五十七年五月二十九日及び同月三十一日に学校法人会計に次のとおり入金されている。

（氏名）

（入金額）

渡辺 享理事長

石井孝之理事

小林秀男理事

前田和幸理事

今崎孝俊理事

七について

このような確約書が作成されたことは、極めて遺憾なことと考える。

八について

入学試験の内容について、採点、入学者決定の経過、寄附金の額については調査を行っていない。

九について

大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を公正かつ妥当な方法で選抜するよう実施されるべきものであり、文部省では入学者選抜の基本的事項を毎年「大学入学者選抜実施要項」としてまとめ、各

大学に通知しているところである。なお、当該要項の趣旨を更に徹底するため、毎年、全国四ブロックにおいて大学関係者等を集め説明会を行っている。

また、別途、入学者選抜の公正確保等に関する指導通知を出しているが、最近では昭和五十六年五月に、入学者選抜の公正確保、入学に関する寄附金、学校債の収受等の禁止等に関する通知を行っている。

十について

学校法人東日本学園大学は、日本私学振興財団に対して私立大学等経常費補助金の交付申請をしていないが、その理由は承知していない。

十一について

学校法人東日本学園大学の運営は、理事会を中心に行われているものと承知している。

十二について

東日本学園大学の所在地石狩郡当別町は札幌市郊外にあり、立地上患者の確保が難しい面もあるが、同大学の担当者の説明によれば、大学としては、患者の確保のために努力を重ねてきており、毎年患者の数は増加してきているというところである。

一日平均外来患者数は、昭和五十六年度においては百四十人であったものが、昭和五十七年四月から昭和五十八年二月までの間においては、百四十九人に増加しているというところである。

外来患者数の基準は、入学定員の二倍以上となわち、同大学の場合は、二百四十人以上であるので、今後とも、外来患者数の増加について、指導してまいりたい。

十三について

三二七

昭和五十八年三月十八日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

大学院博士課程の設置は認可事項ではないが、設置する場合は、文部大臣に協議することとなつてゐる。文部大臣に協議があつた場合には、大学設置審議会に意見伺いをし、教育研究上の面から、博士課程設置の水準にあるか否かについて審査しているが、東日本学園大学については、主として次のような理由によつてその設置を承認したものである。

(1) 教員組織や施設・設備等が、大学院設置基準その他のために合致し、博士課程を設置するだけの水準にあると認められたこと。

(2) 博士課程を設置することは、教育研究体制を充実することになり、当該大学の質的向上に資するだけでなく、地域の医療の向上にもつながることとなること。

十四から十六までについて

学校法人東日本学園大学の設立認可については、申請書類に基づき、私立大学審議会における所定の手続を経、また、寄附金についても、寄附申込書、預貯金等証明書及び役員会の決議録等により確認する等慎重な審査を行ったものであるが、その後適正を欠く事態があつたことは遺憾である。

これまでも、不適正な事態の是正と運営の適正化について厳正な指導を行つてきたところであるが、今後とも、引き続き必要な指導を行つてまいりたい。

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員竹内猛君提出茨城県土浦市における

高架街路建設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小林政子君提出母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問に対する答弁書

茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年三月一日

提出者 竹内 猛

衆議院議長 福田 一殿

茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問主意書

茨城県土浦市内から筑波研究学園の竹園を結ぶ約三キロメートルの高架街路の建設をめぐつて、賛否両論が起り、双方から土浦市議会へ請願書が提出された。

去る二月二十一日の臨時市議会において、ルート変更協議会の請願を否決し、設置を求める請願が賛成多数で採択された。

茨城県の県南中心都市土浦市は、一九八五年開催予定の国際科学技術博覧会を控えて、輸送力等を強化するため幾多の配慮を必要とすることが望まれているが、高架街路建設をめぐる賛否両論はそれぞれの主張があり、将来にわたつて問題点を残すと思われる。

従つて、次の事項について質問する。

一 都市計画法によると、建設を公示し、意見を求め、審議会において審議し、更に、公示し意見を求めるといふ手続を必要とし、また、公営等についても補償又は防止等について万全を期すことになつてゐるが、駅前住民に対し、土浦市及び県関係者は、計画・説明等をどのように

どこで何回実施したか。また、どのような意見が出されたか明らかにされたい。

二 交通公害(振動・排気ガス・排じん、日照等)商店街の形態変化等の損害に関し、どのように解決するのか。また、どのような法律によつて処理するのか明らかにされたい。

三 事業費の総額及び補償の積算基礎について明らかにされたい。

四 工事の開始・完了の予定期日、施工業者を明らかにされたい。

五 高架街路の建設は土浦市活性化にとつて不可欠とあるが、どんなメリットがあるのか明らかにされたい。

六 市街地を避ける等路線変更について考える余地があるかないか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院九八第八号

昭和五十八年三月十五日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員竹内猛君提出茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出茨城県土浦市における高架街路建設に関する質問に対する答弁書

一について

本件道路に係る都市計画の案については、都市計画法の規定に基づき、茨城県知事が昭和五十八年三月四日から縦覧に供してゐるところで

ある。

また、土浦市は、本件道路の計画について、土浦市役所等において、関係住民等に対し昭和五十七年十二月以降、これまで二十数回説明を行つてゐる。

二について

本件道路の事業は、振動規制法等の関係法令を遵守して実施されるものである。

三及び四について

本件道路に係る都市計画が定められ、都市計画事業の認可がなされた時点において、明らかになるものである。

五について

本件道路の整備により、国鉄土浦駅の東西両駅前広場の効率的利用が可能になるとともに、土浦市の市街地における交通混雑の緩和に寄与する等の効果が期待される。

六について

本件道路に係る都市計画は、都市計画法の定める手続を経た上、今後、茨城県知事が定めるものである。

右答弁する。

母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十八年三月八日

提出者 小林 政子

衆議院議長 福田 一殿

母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問主意書

母子寮は児童福祉法による措置を受けた母子を

入所させて保護する施設であり、一九八二年九月一日現在、全国で三百五十八カ所に五千三百三十八世帯が入所しています。近年、離婚やサラ金被害、夫の暴力その他の原因で生き別れの母子世帯が増え、母子寮の役割が見直されてきています。

ところが母子寮は、施設が極めて貧弱な水準に置かれており、さらに各世帯が母子室に電話を架設することが認められなかつたり、厳しい門限制がとられるなど、憲法でうたわれている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が十分保障されていない面があります。

母子寮が、今日の生活水準、意識水準に合致したものであるとして、増加する需要にこたえうる内容に改善されるよう、以下について質問します。

一 母子寮についての国の基準である「児童福祉施設最低基準」(厚生省令)によれば、個別の便所、炊事場を認めていないのはもちろん、母子室の広さは一人当たり二・四七平方メートル、「母子二人で三畳間」でよいということになっています(第四十一条)。困難を抱えた母子世帯が急増しているにもかかわらず、母子寮の充足率が低いのは、こうした施設の非人間的な劣悪さが原因となつていることは明らかです。

一九七六年三月の厚生科学研究報告、いわゆる副田レポートでも、「母子寮の物的、人的条件を国民生活の一般的水準まで引き上げ、母子寮を必要とする母子家庭はすべて母子寮を利用することができるようになければならない」と述べております。

1 終戦直後そのままというこの最低基準を、速やかに改正すべきではありませんか。

2 全国的に半数以上を占める老朽施設の改築を早期に行うことが必要です。国は責任をもつてその計画を立てるべきではありませんか。

3 母子寮の生活指導員(寮母)、保母、少年指導員など、必要な職員の未配置をなくすよう手だてを講ずるべきではありませんか。

4 母子寮を現代的ニーズにこたえられるような姿に改善するとともに、母子寮が広く活用されるよう、その役割、必要性について正しい理解を広げる啓蒙、宣伝等を強めるべきだと思いますが、政府の見解を伺います。

二 入所者の処遇についても急いで改善を図ることが必要です。厚生省では、これまで母子寮の母子室への電話の架設は認めないとの指導をしていましたが、電話は今日では生活必需品であり、生活保護世帯でも架設が認められています。在寮の母親の八六パーセントは何らかの職業をもつて自立の道を追求しており、日常の利便にとつても、社会にひらかれた母子寮を築いていくうえでも、プライバシーの保護の面からも電話の必要度は高いものがあります。このほか、午後十時の門限など、日常生活上の厳しい制約も多いというのが実情です。

一部には、サラ金被害などで自ら外部との連絡を一時しや断することを望む場合や、特別に保護を要することもあります。そうした特別な事例を除いては、施設の利用上、不当な制約を加えることは正しくありません。

1 入所母子世帯が自らの負担で個別に電話を架設することを制限するのは何の根拠もあり

ません。これを認めるべきではありませんか。

2 門限などについても、社会一般とのバランスを考え、入所者の意向を尊重して改めるべきではありませんか。

3 こうした改善を図ることこそ、最低基準第四十五条の「母子寮における生活指導は……私生活を尊重してこれを行わなければならない」という趣旨に合致するものだと思いますが、政府の見解を伺います。

内閣衆議院九八第一号

昭和五十八年三月十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小林政子君提出母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小林政子君提出母子寮の施設並びに管理運営の改善に関する質問に対する答弁書

一について

1 児童福祉施設最低基準は、児童福祉施設が守るべき最低限の設備及び運営の水準を規定したものであり、その水準を超えて設備及び運営の向上を図るよう努めているところである。特に、母子寮の面積については、御指摘の厚生科学研究報告等を参考として、昭和五十二年度に施設整備に関する国庫補助基準面

積を大幅に拡大したところである。

2 老朽母子寮の改築については、従来から必要なものについて助成してきているところであり、今後ともその実態を勘案して、都道府県等と十分協議し助成してまいりたい。

3 必要な職員の配置については、従来からあらゆる機会をとらえ、都道府県、母子寮設置者等関係者の指導等を行ってきたところであるが、今後ともこれら指導等を通じて必要な職員配置に努力してまいりたい。

4 母子寮については、時代の変化に対応し、その設備、運営の向上等に努めているところである。

また、母子寮の活用について国民の理解が一層深まるよう、今後とも各種広報活動等の充実に努めることとしている。

二について

母子寮は、都道府県知事等の措置により保護を要する母子世帯を入所させ、その社会的自立を援助する児童福祉施設である。母子寮においては、入所世帯に応じた保護、生活指導等が共同生活の場を通じて行われることとなる。入所者の私生活が尊重されなければならないことは言うまでもないが、このような母子寮の性格上、管理面における一般的な制約を伴うことがあるのもやむを得ないものと考えている。

(答弁通知書受領)

一、去る十五日、内閣から、衆議院議員野間友一君提出日韓首脳会談・共同声明に関する質問に対して、各項目について慎重に検討する必要がある

昭和五十八年三月十八日 衆議院会議録第十二号 朗読を省略した議長の報告

あり、これに日時を要するため、昭和五十八年三月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

昨十七日(木曜日)は、正午本会議開会の予定であったが、会議を開くに至らなかった。

三三〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局 平 105
電話 東京 五三二(六代)

定価一部
一〇〇円